

平成16年度東京都税制調査会答申の概要

～税源移譲を中心とした地方税制改革～

<答申のとりまとめの方向>

迷走する三位一体改革により、税源移譲そのものが後戻りしかねないため、税源移譲をあらためて提言

地方税制改革を前面に打ち出し、税制改革論議を置き去りにした三位一体改革に一石を投じる

第1章 進まない地方税財政制度改革

1 依然として残る行財政の中央集権(P.1)

平成5年の地方分権の推進に関する国会決議から11年経過しても、地方の税財源に関する改革らしきことは行われず、依然として行財政の中央集権体制は維持されたまま

2 三位一体改革の中心に据えるべきは税源移譲と地方税制改革(P.2)

「三位一体改革」の本来の目的は「地方行財政の分権改革」のほずであり、改革の方向性をより明確にするため、国は「税源移譲の全体像」を早期に示すべき

3 三位一体改革が抱える問題(P.3)

「三位一体改革」の問題は、国庫補助負担金の削減に矛先を向けさせていること、改革によりどのような地域社会が出来上がるのかが国民に見えない、つまり、国民、都民、住民の視点が欠落していること

4 真の国庫補助負担金改革は国と地方の役割分担の明確化から(P.4)

三位一体改革における国庫補助負担金を巡る論議には、補助金行政の見直しや国と地方の事務分担と負担のあり方の見直しなどの本質的議論が見受けられない

5 地方分権の理念に立ち返った議論をすべき(P.5)

国の今後の責務は、税源移譲の全体像を早期に示し、国と地方の事務分担のあり方についての制度設計の方向性と具体案を国民の前に提示すること

「地方分権の理念」、「地方分権の推進」という原点に立ち返り、国民、都民、住民の視点から改革に向けた議論をすべき

第2章 地方税制改革のあるべき方向

1 地方税制改革に向けて (P.6)

21世紀を担うあるべき税制の再設計・再構築が、わが国の将来設計につながり、とりわけ地方税制改革の姿を示すことが急務

2 地方税の役割と地方分権下におけるそのあり方 (P.6)

地域の活力を維持・発展させるため、地方財政基盤の確立が不可欠であり、税源移譲により地方税を充実することが極めて重要

3 国税・地方税の税源再配分による地方税の充実 (P.8)

地方税のあり方を検討する際には、個々の税の性格や役割等を踏まえて検討

4 あるべき地方税体系 (P.8)

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税における地方税の基幹税について、道府県税は、道府県民税、地方消費税、法人事業税（外形標準課税）、自動車税の充実等、市町村税は、市町村民税の充実と固定資産税の安定的確保

第3章 基幹税の税源移譲 - 個人住民税と地方消費税の充実 -

1 国税から地方税への税源移譲 (P.10)

個人住民税は10%比例税率化により3兆円規模の、地方消費税は地方の割合を消費税率に換算して2.5%相当分とすることにより3.7兆円規模の移譲が可能あり、これら2税による税源移譲の結果、国と地方の税源配分は概ね1対1

2 個人住民税のあり方 (P.11)

個人住民税は、地域社会の費用を地域住民が負担し合うという性格を有しており、10%比例税率化により、所得再分配機能を所得税に担わせ、個人住民税は負担分任機能を重視

個人住民税のみが最低税率5%で課されている納税者は、10%比例税率化により差し引き5%の税負担増となるが、これに対しては、緩和措置を講じるべき

利子・配当に係る分離課税、土地等の譲渡に係る分離課税の税率を10%とすべき

恒久的減税を見直す場合、個人住民税の定率減税を優先的に見直すべき

3 個人住民税の将来的な検討課題 (P.16)

個人住民税と所得税の基礎的な人的控除額を共通にし、納税者にわかりやすい税制とすべき

均等割の拡充を図り、個人住民税の負担分任の考え方を活かすことが可能

現年課税への移行には、納税者等の理解を得られる環境整備の推進が必要

少子化対策は、所得控除、税額控除、現金給付等の適切な組合せを行うことを含めて総合的に検討

高齢化対策に資する寄附金控除については、地域住民が地域福祉の充実に貢献

しやすい仕組みづくりの一環として、地方税独自の制度創設を検討

4 地方消費税のあり方(P.21)

地方自治体には、今後地域の実情に合った地域福祉等の対人サービスの供給の増大が見込まれ、少子・高齢社会を支える基幹税として地方消費税を充実

地方自らが地方消費税を賦課徴収するための仕組みを検討

5 税源移譲に伴う不合理な財源調整(P.23)

麻生プランが掲げる法人事業税の分割基準見直しや地方譲与税の譲与制限といった不合理な財源調整は、本来あるべき地方税制の姿を歪めるもの

都は、国の三位一体改革により、税源移譲額が国庫補助負担金削減額より少なくなると見込まれるにも関わらず、法人事業税の分割基準を見直して税源を持ち出すことは、特別区や市町村の個人住民税の増収分を都の道府県税収で調整しようとするものであり、全くの筋違い

第4章 自動車関連税制の抜本的見直し

1 自動車等に対する課税の概要(P.26)

取得段階では自動車取得税・自動車重量税を、保有段階では自動車税(軽自動車税)・自動車重量税を、走行段階では揮発油税・地方道路税を課税

2 地方税にふさわしい自動車関連税(P.27)

自動車税は創設以来一貫して地方税とされてきており、保有段階の課税は地方税に一本化し、自動車重量税を自動車税に統合

3 新自動車税の創設(P.29)

新自動車税の税率設定の際には、環境対策の視点から、現行の税率区分が適切かどうかを十分に検討

当面は、自動車税と自動車重量税とを加えた総額の税負担が変化しないことを基本に、現行の税率水準を維持するのが適当

将来的な税率区分の新たな視点として、車両重量を重視し、グリーン税制の適切な組合せも必要

4 燃料課税の抜本的見直し(P.33)

現行の地方道路譲与税の譲与基準は、道路整備についての合理的な基準とはいい難く、しかも地方交付税の不交付団体には極めて不合理な譲与制限

地方道路譲与税の譲与基準の見直し、地方道路譲与税の地方税化を検討

5 税源移譲(P.35)

現行の自動車税制を再構築し、自動車税の充実を図るべき

自動車税と自動車重量税の統合により、市町村に譲与される自動車重量譲与税分を差し引いた残りの約0.7兆円が実質的な税源移譲額

第5章 法人事業税のあり方

1 法人事業税の外形標準課税 (P.38)

平成15年度税制改正により、長年の懸案であった外形標準課税を導入

2 金融業等及び不動産貸付業に係る付加価値額の不合理な算定方法の是正 (P.38)

付加価値額の算定は、金融業等や不動産貸付業の事業の実態を反映していない不合理な取扱いであり、早急に改正すべき

3 外形標準課税の定着と拡充 (P.39)

今後、一定規模以上の法人について、外形標準課税の定着化を図っていくとともに、法人事業税収の安定化を図るため、外形標準課税の割合を増やす必要

第6章 固定資産税制の見直し

1 固定資産税の役割 (P.41)

固定資産税は、応益税として、また、安定的な税収を確保できる税として、地方税に相応しい機能を有し、市町村にとって最も重要な税源

バブルの発生・崩壊などが、固定資産税の評価・課税制度のゆがみを一層顕在化させており、納税者の理解が得られる抜本的な見直しが必要

2 土地に係る固定資産税制の問題の所在と今後の課題 (P.42)

評価額から課税標準額を算出し、税額を求めるに至る過程が複雑で納税者にわかりにくい

評価と負担の均衡を図るために導入された負担水準をもとにした負担調整措置は、全国的に見て不均衡であり、必ずしも所期の役割を果たしていない

バブル崩壊後、評価額が実勢価格を上回る「逆転現象」が生じる例もあり、最高裁判決で当該上回る部分が違法とされた

3 家屋に係る固定資産税制の問題の所在と今後の課題 (P.45)

家屋の評価方法は精緻に過ぎ、納税者にわかりにくく、行政コストの増大要因
近年、新築家屋の評価額が「適正な時価」であるか否かを巡って争われる事件が増大

家屋の評価方法と実際の取得価格との関係について、あらためて検討が必要

4 今後の検討に向けて (P.47)

当調査会では、評価のあり方や簡明な課税の仕組みを引き続き検討

第7章 国庫補助負担金及び地方交付税の改革

1 国庫補助負担金改革の方向 (P.48)

国庫補助負担金改革は、地方の公共事業が各地域の多様なニーズに基づいて実

施されるという、本来の姿を取り戻すことにつながる

2 国庫補助金の原則廃止(P.49)

国庫補助金は災害による臨時巨額の国庫補助金などを除き原則全廃し、地域に必要な事業は自治体が一般財源で実施できるよう、地方税の充実を図るべき

3 国庫負担金の抜本見直し(P.50)

国庫負担金は、社会保障の分野、生活保護や義務教育などの分野では、制度の根本に遡った国民的議論を踏まえて、本質的な解決策が講じられるまでの間、現行制度を維持するのが現実的な選択肢

その他の国庫負担金は、事務の義務付け規定を見直した上で廃止し、その全額を税源移譲すべき

4 国庫補助負担金改革に当たって(P.51)

国庫補助金の統合補助金化・国庫負担金の交付金化は、国の権益維持のための便法にすぎず、「改革」の名に値しない

5 地方交付税改革(P.52)

近年、国の景気対策等に地方交付税が利用された結果肥大化した部分は、地方交付税の本来の機能を取り戻すべく速やかに削減すべき

国は、地方を景気対策等に駆り出した結果生じた地方債の元利償還金を、地方交付税の算定から切り離し、いわゆる交付税特会借入金の解消策を講じるべき

政令市や中核市など、多くの人口を抱える都市を中心として、地方交付税の交付を受けずに自立した財政運営を行えるよう、早急に税源移譲を行うべき

むすび

税源移譲については、平成 12 年度答申において先見的に提言しており、その後、いわゆる「骨太の方針 2001」で税源移譲が初めて明記されるなど、税源移譲に向けた動きが活発化

最近の三位一体改革を巡る状況を見ると、そうした動きに逆行するかのような国の各省庁の抵抗、反動とも思える事態が見受けられ、今や、わが国は、「地方分権」に向かって進むのか、それとも「中央集権」に後戻りするのかという、大きな岐路に立たされているといっても過言ではない

地方分権に向かって進もうとしている歴史の歯車を逆回転させないためにも、税源移譲を中心とした地方税制改革のあり方を主要テーマとし、自動車税の充実という新たな提案も含め、今一度強く提言